

野田市母子家庭の母等の就業及び自立の支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 6 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第206号

野田市母子家庭の母等の就業及び自立の支援事業実施要綱の一部を
改正する告示

野田市母子家庭の母等の就業及び自立の支援事業実施要綱（平成21年野田市告示第62号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱

第1条中「母子家庭の母等」を「ひとり親家庭等」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「母子家庭の母等」を「ひとり親家庭等」に改め、同条第1号中「児童扶養手当の受給が見込まれる者であつて、離婚前後親支援モデル事業の実施について（令和元年6月26日子発0626第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要なもの」を「離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母若しくは父」に改める。

第4条中「母子家庭の母等」を「ひとり親家庭等」に改める。

第6条第1項中「母子家庭の母等は、野田市母子家庭の母等の就業及び自立の支援事業利用申請書」を「ひとり親家庭等は、野田市ひとり親家庭等就業・自立支援事業利用申請書」に改める。

第7条中「野田市母子家庭の母等の就業及び自立の支援事業利用決定（却下）通知書」を「野田市ひとり親家庭等就業・自立支援事業利用決定（却下）通知書」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。